平成２３年（再イ）第７４号
神戸市垂水区名谷町字柄立原2035番地の６　ダイアパレス102号、営業所神戸市西区丸塚１―22―14―101
再生債務者　公文式丸塚１丁目教室こと　吉村　ユキ
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月22日まで
平成24年２月20日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再イ）第３２号
青森県八戸市南白山台１丁目６番３号
再生債務者　木村　昭彦
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月26日まで
平成24年２月20日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２３年（再イ）第６５号
岡山市北区大安寺南町１丁目６番40号　レオパレス方地西202号
再生債務者　松尾　大輔
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月12日まで
平成24年２月20日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１３０号
兵庫県尼崎市小中島３丁目19番15号
再生債務者　大成工業こと　廣瀬　善博
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月13日まで
平成24年２月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第２９号
徳島市助任本町５丁目33番地の７　井上荘７号室
再生債務者　河野　朋光
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月21日　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第１３５号
北九州市小倉南区城野３丁目３番20―101号
再生債務者　矢野　正人
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月13日まで
平成24年２月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第４０号
福井市種池２丁目918番地
再生債務者　竹内　行雄
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成24年２月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項４号に定める事由がある。
平成24年２月21日　福井地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２７０号
北九州市八幡東区清田４丁目27番５号
再生債務者　松波晟久こと　鄭　晟久
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年５月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年２月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１２号
岡山県津山市加茂町桑原62番地５
再生債務者　大田　忠良
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月17日　岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（再イ）第３２４号
福岡市博多区堅粕１丁目21番１―1003号
再生債務者　水口ゆかり
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第９７号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目17番１―206号吉祥寺マンション
再生債務者　山口　勝巳
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再イ）第１１６３号
東京都大田区羽田２―20―８
再生債務者　米本　寛則
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１２６号
埼玉県狭山市大字南入曽223番地の14
再生債務者　齊藤　将光
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第４６号
宮崎市村角町水窪2282番地３
再生債務者　六本　健一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月21日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０１０６号
埼玉県所沢市元町28―９―2402
再生債務者　川村　久信
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月２日から平成24年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１０００８号
東京都杉並区高円寺南１―９―３―Aハイツ
再生債務者　片山　潤
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月２日から平成24年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第８８号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―1308号
再生債務者　田中真由美
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号
鹿児島県大島郡大和村大字名音255番地
再生債務者　川畑　秀継
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月２日から平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部